

## 第90回久留米市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年11月10日 14:00～14:40

場所：久留米リサーチセンタービル 2階 研修室A

委員出席者 17名（内、代理出席者1名）

区分	氏名	備考	
1号委員	学識経験者	辰巳 浩	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
〃	〃	趙 世晨	九州大学 大学院 人間環境学研究院 教授
〃	〃	原 浩美	久留米信愛短期大学 幼児教育学科 教授
2号委員	市議会議員	藤林 詠子	市議会議員
〃	〃	田中 功一	〃
〃	〃	山田 貴生	〃
〃	〃	早田 耕一郎	〃
〃	〃	森崎 巨樹	〃
3号委員	関係行政機関	福本 仁志	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長
〃	〃	石松 健一	福岡県 朝倉農林事務所長
〃	〃	俵積田 政志 (代理:福永 甲史)	久留米警察署長
4号委員	市長が認めるもの	古賀 京子	市民
〃	〃	吉永 美佐子	〃
〃	〃	松尾 佳子	〃
〃	〃	笠 幸夫	〃
〃	〃	川村 芳子	〃
〃	〃	田町 菜穂子	〃

委員欠席者

区分	氏名	備考	
1号委員	学識経験者	大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
〃	〃	小原 江里香	久留米大学 経済学部 経済学科 准教授
3号委員	関係行政機関	松村 知樹	福岡県 建築都市部 都市計画課長

事務局出席者

都市建設部：眞崎技術担当次長、富松

都市計画課：秦課長、吉尾課長補佐、松尾技術主査、保手濱技術主査、有富、山本

公園緑化推進課：石井課長、中島技術主査

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○資料確認</li> <li>○委員紹介</li> <li>○出席状況、本会議成立の報告 (委員17名の出席により、2分の1以上の定数を満たす)</li> <li>○会長挨拶</li> <li>○議事録の公開について(委員承諾)</li> <li>○傍聴希望者の状況報告(傍聴希望者なし)</li> <li>○議案の審議</li> </ul>
事務局	<p>■議案の説明</p> <p>「議案第208号 久留米小郡都市計画公園の変更(久留米市決定)について」 (付議)</p> <p>「議案第209号 久留米小郡都市計画緑地の変更(久留米市決定)について」 (付議)</p> <p>「議案第210号 久留米小郡都市計画風致地区の変更(久留米市決定) について」(付議)</p>
A委員	<p>■議案に対する意見、質疑・応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正源寺風致地区は住宅も多くあるが、変更に関して住民の意見はどういうものがあったのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正源寺風致地区については、昨年、東国分校区、御井校区で説明会を実施した。第2種風致地区ということで、高さや建蔽率等の制限があるため、変更することに賛同いただいている方もおられた。</li> <li>また、風致地区の条件で開発された住宅地の方から地区内に残してほしい、という意見もあったため、そのようなまとまった土地は風致地区から除外していないという状況である。</li> </ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限が残るところと、解除されるところで、概ね同意が取れているという理解でよろしいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね同意を頂いている。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正源氏公園の増えた区域は、民地ではなく公有地ということか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加されたところの中で、特に大きく追加した部分は、外環状道路の整備において、トンネルの上を緑地として整備した部分である。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区は土地利用規制の一つであるが、屋外広告物法や景観法等他の手続きが、風致地区かどうかで制限が変わることがあるのか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区において、景観や屋外広告物の特別な制限は設けていない。通常の事務手続きの中で、風致地区、景観、屋外広告物の各制限について一緒に協議を行っている。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠山公園において、今回文化財区域を計画区域から除いているが、文化財指定区域は都市計画公園区域に含めていない、ということか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、篠山公園については文化財指定区域を除外している。文化財指定区域で建築行為をする場合、都市計画法第53条の許可、同第54条の制限がかかる。そのため、文化財指定区域は除外し、都市計画公園として残す部分について、篠山城跡と一体となった整備を行っていく方が、効率的との判断である。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問、意見も出尽くしたため、議案第208号、209号、210号について採決を行いたいよろしいか。        (委員の賛同)        (議案第208号について挙手制にて採決を行い事務局集計)        (議案第209号について挙手制にて採決を行い事務局集計)        (議案第210号について挙手制にて採決を行い事務局集計)</li> <li>・採決の結果、全会一致により、議案第208号について、原案のとおり議決する。</li> <li>・採決の結果、全会一致により、議案第209号について、原案のとおり議決する。</li> <li>・採決の結果、全会一致により、議案第210号について、原案のとおり議決する。</li> <li>・以上をもって、全ての議案審議を終了する。</li> </ul> <p>○閉会</p>